

2016年10月 日

各市町村長 様  
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会  
代表者 森谷 光夫  
名古屋市熱田区沢下町9-7  
労働会館東館3階301号

## 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

### 【趣旨】

参議院選挙の結果、安倍自公政権は改憲に賛成する各党の議席と合わせて改憲発議に必要な3分の2を超える議席を確保し、「すでに憲法改正案は提示している。憲法審議会の中で議論を進め、改憲を進める」と公言しています。選挙中は、一言も触れずに、「アベノミクスの好循環」を強調し多数を確保した自公政権が、自民党の憲法改正案にもあるように、社会保障は「自立・自助」、「自己責任」、「家族的責任」を強調し、耐え難い負担増を押し付ける計画が、選挙直後から再開した各種委員会で検討されています。

すでにこれまでの3年間に社会保障関係費予算の自然増が1兆3500億円圧縮され、骨太方針2015を受け、今後3年間で「集中改革期間」として位置づけさらに1兆5000億円の削減にむけ、制度の改悪と国民負担増が強行されようとしています。

私たちは、今年38年目を迎えるキャラバン要請行動の中で、住民の暮らしを守り改善する要求を掲げ、市町村に要請し、多くの要望を実現していただきました。地域住民の実情や要望を踏まえ、国の制度改悪について自治体からのご意見をうかがいながら、地域住民の命と暮らしを守る共通の課題を一致させ、本来の自治体の役割を発揮していただくことを要望してまいりました。

ひきつづき住民の命と暮らしを守るため、以下の要望事項について、実現いただきますよう要請します。

### 記

### 【陳情事項】 —★印が懇談の重点項目です—

#### 【1】県民の要望である福祉施策を充実してください。

##### 1. 安心できる介護保障について

##### ★(1)介護保険料・利用料について

①介護保険料を一般会計からの繰入や基金の取り崩しによって引き下げてください。

保険料段階は低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。

【回答】《高齢福祉課》

第6期介護保険料については、介護給付費準備基金を導入し、介護保険料の抑制に努めました。

また、介護保険料階層区分を、国が示す基準段階9段階から10段階に階層を見直し、公費による軽減の仕組みを導入し、低所得者への負担軽減を図っています。

②介護保険料および利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

【回答】《高齢福祉課》

国の基準に合わせて実施いたします。

③補足給付の見直しで介護保険施設の居住費・食費補助が対象外となった方であっても、やむを得ない事由のある方に対しては措置制度を活用して救済してください。

【回答】《高齢福祉課》

国の示す基準に基づき運用していきます。

## (2)介護保険利用の際の手続き

★①介護保険利用の相談があった場合、これまでと同様に要介護認定申請の案内を行い、「基本チェックリスト」による振り分けを行わず、要介護認定申請を受け付けた上で、地域包括支援センターへつなぐようにしてください。

【回答】《高齢福祉課》

国の示す「ガイドライン」に基づき適正に運用していきます。

②ケアマネジメントについては、現行の予防給付と同様に居宅介護支援事業所への委託を可能とし、現行額以上の委託料を保障してください。

【回答】《高齢福祉課》

国の示す「ガイドライン」に基づき適正に運用していきます。

## ★(3)基盤整備について

特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。

【回答】《高齢福祉課》

平成24年度に広域市町による特別養護老人ホーム1箇所、平成25年度には、認知症対応型共同生活介護施設1箇所及び平成26年度には、小規模多機能型居宅介護施設を1箇所開設いたしました。

第6期介護保険事業計画作成時にニーズ調査を行い、施設の待機状況等を把握した事業推進計画を実施しています。

## (4)総合事業について

①総合事業移行にあたって

★ア)総合事業への移行にあたっては、必要な介護予防の訪問と通所介護は継続して利用できるようにし、期間を区切って「卒業」を押し付けることはしないでください。

【回答】《高齢福祉課》

現行相当サービスによる継続利用を可能としつつ、ケアプランに基づいた最良な介護予防支援を提案していきます。

★イ)指定事業者の「緩和した基準によるサービス」は導入しないでください。

【回答】《高齢福祉課》

国の示す「ガイドライン」に基づき制度設計していきます。

ウ)総合事業への移行に当たっては、現行サービスの利用を維持したうえで、上乗せして新たなサービス・資源を作るといった基本方向を堅持してください。

【回答】《高齢福祉課》

国の示す「ガイドライン」に基づき制度設計していきます。

②サービスの提供について

サービスの提供に必要な総事業費の確保と必要な助成をしてください。

【回答】《高齢福祉課》

第6期事業計画におけるサービス見込み量をベースに新しい総合事業の総事業費を算定し、確保していきます。

## (5) 高齢者福祉施策の充実にむけ

① 宅老所・街角サロンなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。

【回答】《高齢福祉課》

社会福祉協議会との連携によりサロン等の拡充支援を図り、一般介護予防事業等により、地域の通いの場の創出を進めていきます。

② 住宅改修、福祉用具、高額介護サービスの受領委任払い制度を実施してください。

【回答】《高齢福祉課》

住宅改修、福祉用具については実施済み。高額介護サービスについて実施予定はありません。

## ★(6) 障害者控除の認定について

① 介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

【回答】《高齢福祉課》

本市では、要介護1以上の方を基本的に障害者控除の対象としております。

② すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。

【回答】《高齢福祉課》

要介護認定通知書を送付する際に、障害者控除の案内チラシを同封しております。

また、確定申告前に広報紙にPR記事を掲載し、周知いたしております。

従いまして、今のところ認定申請書を個別送付する予定はございません。

## 2. 国保の改善について

★① 保険料(税)は減免制度を拡充する等で払える保険料(税)に引き下げてください。

【回答】《保険年金課》

持続可能な国保運営とするため、平成28年度に税率改定を実施しました。

税率については国保運営協議会で「収支均衡策を含む運営のあり方について」協議を重ね答申を頂きました。

ご理解をお願いします。

★② 18歳未満の子どもについては、子育て支援の観点から均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免制度を実施してください。

【回答】《保険年金課》

現在のところ考えていません。

★③ 資格証明書の発行は止めてください。保険料(税)を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

【回答】《保険年金課》

現在のところ資格証明書の発行はしていません。

18歳未満は6ヶ月以内の有効期限での交付で対応しています。

【回答】《収納課》

現在のところ資格証明書の発行はしていません。

納税相談され分納されている世帯には、短期保険証を発行しており、正規の保険証と変わりありません。

④ 保険料(税)を払えない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差押えなどの制裁は行わないでください。短期保険証を発行する場合は、最低6カ月にしてください。

【回答】《保険年金課》

納税相談され分納されている世帯には、短期保険証を発行しており、正規の保険証と変わりありません。

18歳未満は6ヶ月以内の有効期限での交付で対応しています。

【回答】《収納課》

加入者の実態を正確に把握するとともに、納付相談を十分おこない対応しています。現在行っている6ヶ月以内の有効期限での交付で対応したいと考えています。

⑤一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。また、制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

【回答】《保険年金課》

生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対し減免しています。

制度（平成20年8月1日施行）の周知においては、市のホームページ・本算定時の納付書チラシ・窓口パンフレットに掲載して周知しています。

### 3. 税の徴収、滞納問題への対応等

★①税の滞納世帯の解決は、児童手当を差し押さえた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産は差し押さえしないでください。

【回答】《収納課》

滞納者の状況を十分調査し、差押禁止財産は差し押さえておりません。

★②税の滞納については、住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条（納税緩和措置）1)納税の猶予、2)換価の猶予、3)滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

【回答】《収納課》

滞納者の実情・意見等を十分に尊重し、生活状況に応じた分納にも応じています。納税相談により、税の軽減・減免にも配慮している。

### 4. 生活保護について

★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、「申請書を渡さない」「就労支援を口実にする」「親族の扶養について問いたずら」など、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

【回答】《社会福祉課》

相談者の状況把握、他法他施策の活用等についての助言や生活保護制度の仕組み等について説明を行い、生活保護申請意思の有無を確認し、申請意思がある場合は、直ちに申請書類を交付しており、保護申請の妨害はしていません。

また、生活保護の要否の決定等に関しては、生活保護法第24条の規定に基づき、迅速な対応を心掛けています。

★②ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行ってください。

【回答】《社会福祉課》

8月1日現在被保護者世帯386世帯であり、ワーカー数は4人です。

社会福祉法第16条に基づき適正なケースワーカー数です。

また、県が実施する研修会へ参加し、業務に役立てています。

③弱者の生存権侵害につながりかねない警察官OBの生活保護申請窓口等への配置はやめてください。

【回答】《社会福祉課》

警察官OBの配置はしていません。

なお、今後の配置については未定です。

④生活保護困窮者自立支援法に基づく「自立相談支援事業」は自治体直営で実施してください。また、生活保護が必要な人には受給手続きを紹介するなど、就労支援に偏らず生存権保障を重視してください。

【回答】《社会福祉課》

自立相談支援事業は、直営で実施しています。

相談員は相談内容を傾聴し、必要な担当窓口を紹介しています。

★⑤冬季加算引下げへの独自補填、夏季の冷房費相当の独自手当など新設してください。

【回答】《社会福祉課》

市の独自手当については、考えておりません。

⑥外国人への生活保護制度および手続きに関する説明文書(ポルトガル語やタガログ語)を整備してください。

【回答】《社会福祉課》

英語・スペイン語・中国語・韓国語・ポルトガル語・タガログ語のしおりを用意しています。

## 5. 福祉医療制度について

★①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

【回答】《保険年金課》

福祉医療については、子育て支援等の福祉施策として重要なものと考えております。

★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

【回答】《保険年金課》

現在のところ考えていません。

③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。

【回答】《保険年金課》

対応済みですが、国の公費負担医療制度等(自立支援医療等)の優先使用にご協力いただくことで、少しでも長く継続していきたいと考えています。

## 6. 子育て支援などについて

★①「子どもの貧困対策推進法」および「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援(教育・高等教育職業訓練)給付金事業、日常生活支援事業等を実施してください。

ア)子どもの貧困率(等価可処分所得の中央値の50%以下の所得で暮らす相対的貧困の18歳未満の子どもの比率)を調査してください。

【回答】《子育て支援課》

母子・父子自立支援員を配置し、母子家庭等に対し、その自立に必要な情報提供及び就労に向け資格取得や求職活動の支援を行う等の相談を行っています。

また、ハローワークなど他機関との連携をしながら総合的な支援をしています。

母子家庭等日常生活支援事業(ヘルパー派遣)により、母子・父子家庭の生活の安定に向け支援を目指しています。

県下の動向を参考に検討していきたいと考えております。

イ)就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。

【回答】《学校教育課》

本市は生活保護基準の1.3倍未満で就学援助を支給しております。

年度途中でも申請できることについて、学校及びホームページで案内しています。

支給内容の拡充は、考えておりません。

ウ)教育・学習支援への取り組みを行うとともに、児童・生徒の「居場所づくり」としても、NPOなどで取り組まれている、「無料塾」や「こども食堂」のとりくみを支援してください。

【回答】《子育て支援課》

現在のところ考えておりません。

【回答】《学校教育課》

現在、小中学校に少人数指導講師を市として配置し学習支援を行っています。

また、居場所づくりの施策として小学校に放課後子ども教室を開設しています。

★②小中学校の給食費を無償にしてください。当面一般財源繰り入れによる減額や多子世帯に対する支援などを行い、未納者が生じないようにしてください。

【回答】《学校教育課》

現在のところ全児童生徒分の無償化は考えておりません。

ただし、就学援助を受けられている保護者には全額、特別支援学級に在籍している児童・生徒の保護者には、半額給食費を支給しています。

また、給食費未納により給食を食べられない児童・生徒はいません。

★③児童福祉法第24条1項に基づき、保育を希望する児童には公的保育による保育実施義務を果たしてください。認定子ども園、保育所、地域型保育事業による小規模保育や家庭的保育等、施設形態の違いによって受ける保育に格差がないようにしてください。また、0歳から6歳まで通える認可保育園を増やしてください。

【回答】《子育て支援課》

本市では、保育については、児童福祉法第24条に基づき市の責任において行っていくものとして、公設・公営で行っております。

しかしながら、新制度において認定子ども園及び小規模保育など施設を開設しておりますが、これらの施設については、設置基準等について市が確認したうえで、運営をしていただくため、施設形態による保育格差はないものと考えています。

認可保育園を増やす件については、地域の保育ニーズと供給量を考慮し、検討していきたいと考えております。

④保育環境や保育士の配置基準等の規制緩和をせず、拡充してください。保育料の軽減や、保育士の処遇改善を直ちに実施してください。

【回答】《子育て支援課》

保育環境や保育士の配置基準等の規制緩和については、保育の質の低下の懸念があることから慎重に検討をしていく必要があると考えております。

また、保育環境等の拡充については、臨時保育士の継続的な確保の取組み、民間事業者の活用など検討を引き続き進めていきたいと考えております。

保育料の軽減については、本年度より国の取組みによる低所得世帯への「多子世帯の保育料負担軽減」の計算に係る年齢要件を撤廃し、第2子半額、第3子以降無償化等を実施しております。

保育士の処遇改善については、国や近隣市町の動向を十分に把握し、検討を進めていきたいと考えております。

⑤児童虐待や“いじめ”の早期発見に努め、重大事故とならないよう、防止対策を強めてください。そのためにカウンセラーなど専門職を配置してください。

【回答】《学校教育課》

学校においては、すべての小中学校にてスクールカウンセラーを配置し、学校の先生や保護者を対象に児童虐待やいじめ等について相談を受けたり、打診したりして対応しております。

⑥子育て・ひとり親世帯に家賃補助等の支援策を実現してください。

【回答】《子育て支援課》

家賃補助等の支援策については、特に考えていません。

なお、子どもの貧困対策については、これまでも子育て支援策、教育支援策など各種施策を展開しており、特にひとり親については、自立に向けた就労相談・支援などを充実することが重要であると考えます。

## 7. 障害者・児施策の拡充について

①障害者が24時間365日、地域で安心して生活できる「暮らしの場」が選択できるよう、グループホームや入所施設・通所施設などの社会資源を拡充し、福祉人材を確保してください。

【回答】《社会福祉課》

市内のグループホームは2施設のためのため、施設に関する情報提供を行っています。福祉圏域管内で研修を行い、福祉人材が情報交換等を行い働きやすいような環境が整えられるよう努めております。

②移動支援を、障害者・児が必要とする通園・通学・通所・通勤に利用できるようにしてください。

【回答】《社会福祉課》

現在のところ考えておりません。

③障害者(児)の福祉サービスの利用料、給食費などの利用料を無償にしてください。

【回答】《社会福祉課》

国の制度に準じており、現在のところ考えておりません。

★④40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、「介護保険利用を優先」と一律にすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

ア)65歳到達前に障害者本人の利用(意向状況)聴き取り調査を障害福祉と介護保険担当で行うとともに、障害者本人に制度の説明をおこなってください。

【回答】《社会福祉課》

各担当が連携し、障がい者本人に制度の説明を行います。

イ)介護保険の利用申請を行わない障害福祉サービス利用者に、障害福祉サービスを打ち切らないでください。

【回答】《社会福祉課》

国の制度に準じております。

⑤入院中のヘルパー派遣を認めてください。

【回答】《社会福祉課》

病院内のことでありますので、医療的処置として、病院側が対応すべきことと考えております。

現在のところは、同行援護の対象となる障がい者が医療機関に入院するときは、入退院時に加え、入院中に医療機関から日帰り外出する場合、1泊以上の外泊のため医療機関と外泊先を行き来する場合及び外泊先において移動の援護等を必要とする場合は、同行援護等を利用することができます。

⑥相談支援事業は、基本相談や計画相談を丁寧に行える職員配置ができるよう、国に要望し、自治体でも補助してください。

【回答】《社会福祉課》

相談支援専門員に対しては、県が定期的に研修を開催しており、相談員のスキルアップを目的にその参加を勧奨しています。

★⑦重度の障害者が生活するグループホームの夜勤職員は、必ず複数配置にするよう基準を定め、報酬単価を改善するよう、国に要望し、自治体でも補助してください。

【回答】 《社会福祉課》

国の制度に準じており、現在のところ考えておりません。

## 8. 予防接種について

①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、ロタウィルスワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチンの任意予防接種に助成制度を設けてください。

【回答】 《健康推進課》

ロタウィルスワクチンの取り扱いについては、国において接種の意義・副反応等の検討がされているところであり、情報を収集しておりますが、現段階では助成の予定はありません。

流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)及び任意接種のインフルエンザワクチンにおいても現段階では助成の予定はありません。

★②高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種の助成を増額してください。

【回答】 《健康推進課》

任意予防接種については上限4,000円の助成を継続予定です。

## 【2】国および愛知県に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

### 1. 国に対する意見書・要望書

- ①「経済・財政再生アクション・プログラム」による、社会保障制度の国民負担増や給付削減をやめてください。また社会保障改善は、消費税増税に頼らず予算を確保し実施してください。
- ②マクロ経済スライドによる年金切り下げをやめてください。若い人も高齢者も安心できる年金制度をつくってください。
- ③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しはやめてください。介護・福祉労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。
- ④子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で創設してください。また、福祉医療助成に対する国民健康保険の国庫負担金の削減はやめてください。
- ⑤後期高齢者の保険料軽減特例見直しを行わず、国による財源確保のうえ、恒久的な制度としてください。
- ⑥障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所施設・通所施設などの社会資源を拡充し、福祉人材を確保してください。

### 2. 愛知県に対する意見書・要望書

#### (1) 福祉医療制度について

- ①子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。
- ②障害者医療の精神障害者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。
- ③後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。

#### (2) 市町村国民健康保険への県独自の補助金を復活してください。

以上